

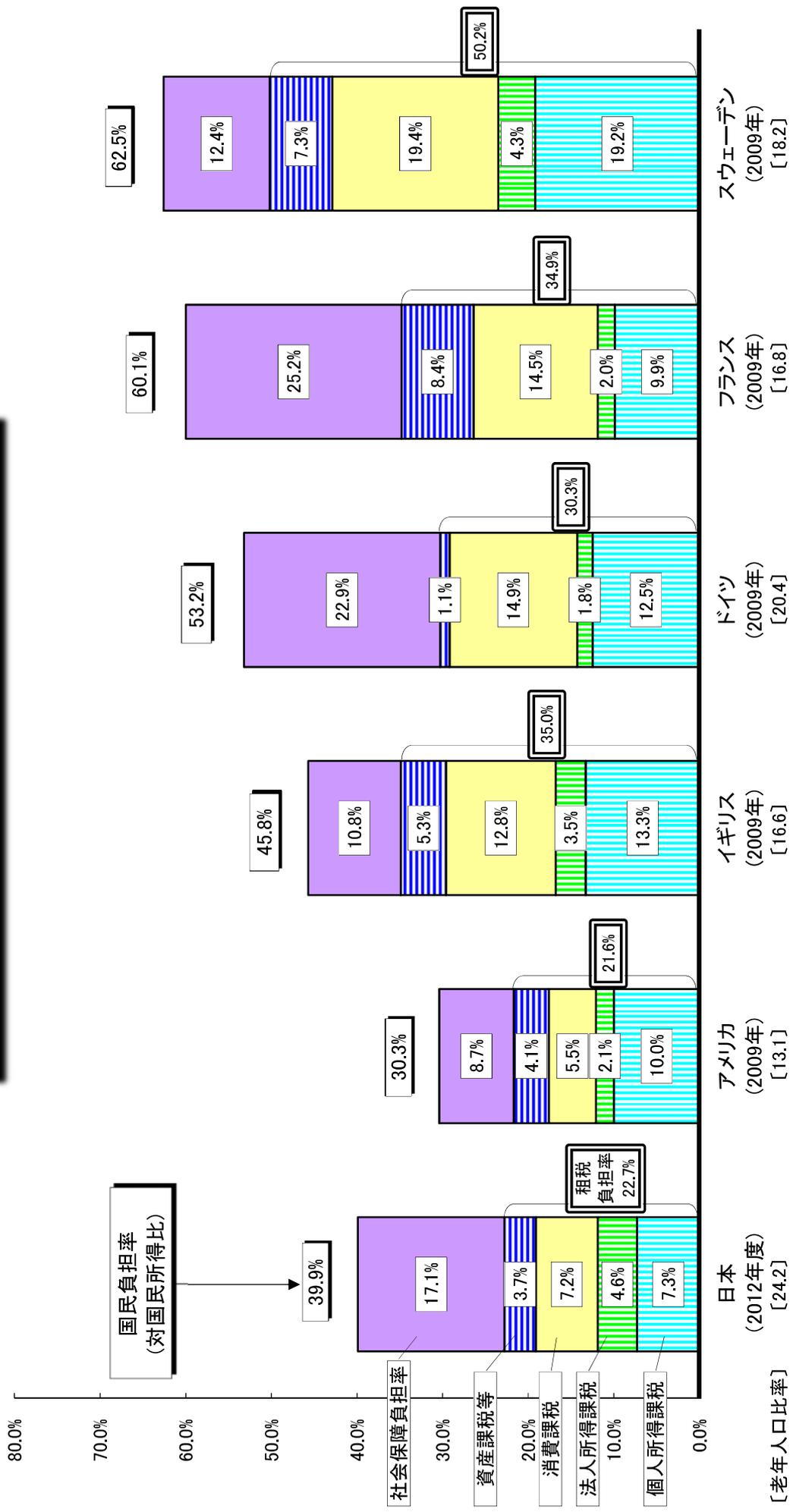
国民負担率の推移（対国民所得比）

年 度	国 税 ①	一般会計 税 収	地方税 ②	税負担 ③=①+②	社会保 障負担④	国民負担 ⑤=③+④	国民所得 (NI)
	%	%	%	%	%	%	兆円
昭和 45	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	61.0
50	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	124.0
55	13.9	13.2	7.8	21.7	8.8	30.5	203.9
56	14.4	13.7	8.2	22.6	9.6	32.2	211.6
57	14.5	13.9	8.5	23.0	9.8	32.8	220.1
58	14.8	14.0	8.6	23.3	9.7	33.1	231.3
59	15.1	14.4	8.8	24.0	9.8	33.7	243.1
60	15.0	14.7	8.9	24.0	10.0	33.9	260.6
61	16.0	15.6	9.2	25.2	10.1	35.3	267.9
62	17.0	16.6	9.7	26.7	10.1	36.8	281.1
63	17.2	16.8	9.9	27.2	9.9	37.1	302.7
平成 元	17.8	17.1	9.9	27.7	10.2	37.9	320.8
2	18.1	17.3	9.6	27.7	10.6	38.4	346.9
3	17.1	16.2	9.5	26.6	10.7	37.4	368.9
4	15.7	14.9	9.4	25.1	11.2	36.3	366.0
5	15.6	14.8	9.2	24.8	11.5	36.3	365.4
6	14.6	13.8	8.8	23.4	11.8	35.2	370.0
7	14.9	14.1	9.1	24.0	12.7	36.7	368.9
8	14.5	13.7	9.2	23.8	12.7	36.5	380.2
9	14.5	14.1	9.5	24.0	13.1	37.1	382.3
10	13.9	13.4	9.7	23.6	13.5	37.2	369.0
11	13.5	13.0	9.6	23.1	13.6	36.7	364.3
12	14.2	13.6	9.6	23.7	13.6	37.3	371.8
13	13.6	13.1	9.7	23.3	14.2	37.5	366.8
14	12.6	12.0	9.2	21.8	14.2	36.0	363.9
15	12.3	11.8	8.9	21.2	14.1	35.3	368.1
16	13.0	12.3	9.1	22.1	14.1	36.2	370.1
17	14.0	13.1	9.3	23.3	14.3	37.6	374.1
18	14.3	13.0	9.7	24.0	14.7	38.6	378.2
19	13.8	13.4	10.6	24.4	14.9	39.3	381.2
20	12.9	12.5	11.1	24.1	16.2	40.3	355.0
21	11.7	11.2	10.2	21.9	16.2	38.1	344.4
{	(402, 433)	(387, 331)	(351, 830)	(754, 262)			
{	11.6	11.3	10.5	22.0	16.2	38.3	344.4
{	(395, 693)	(387, 331)	(358, 234)	(753, 927)			
22	12.4	11.8	9.7	22.1	16.4	38.5	352.3
{	(437, 074)	(414, 868)	(343, 163)	(780, 237)			
{	12.0	11.8	10.1	22.1	16.4	38.5	352.3
{	(422, 875)	(414, 868)	(357, 323)	(780, 198)			
23	13.0	12.4	9.9	22.9	17.1	40.0	346.8
{	(451, 754)	(428, 326)	(341, 714)	(793, 468)			
{	12.6	12.4	10.3	22.9	17.1	40.0	346.8
{	(436, 194)	(428, 326)	(357, 142)	(793, 336)			
24	13.1	12.2	9.8	22.8	17.4	40.2	349.1
{	(455, 692)	(426, 070)	(341, 644)	(797, 336)			
{	12.6	12.2	10.3	22.8	17.4	40.2	349.1
{	(439, 105)	(426, 070)	(358, 025)	(797, 130)			
25	13.0	12.0	9.6	22.7	17.3	40.0	358.9
{	(468, 190)	(430, 960)	(345, 226)	(813, 416)			
{	12.6	12.0	10.1	22.7	17.3	40.0	358.9
{	(450, 505)	(430, 960)	(362, 869)	(813, 374)			

- (注) 1. 平成23年度までは実績、平成24年度は推計額（H25.1時点）、平成25年度は当初予算額及び地方財政計画額である。
2. 昭和53年度は、年度所属区分の改正による増収額を含む。
3. 昭和59年度までの国税には日本専売公社納付金を含む。
4. 平成21年度以降の〔 〕は、国税から地方法人特別税を控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
また、下段の（ ）は金額（単位：億円）である。
5. 租税負担の計数は租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。

国民負担率の内訳の国際比較

未定稿



(注) 1 日本は24年度(2012年度)当初予算ベース。
 日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2010」(OECD)、「National Accounts of OECD Countries, Volume 2011 Issue 2」(OECD)等により作成。
 2 租税負担率は、国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3 日本の法人所得課税の租税負担率(4.6%)の内訳は国税2.7%(地方法人特別税を除く)、地方税1.9%(地方法人特別課税を含む)である。
 4 老年人口比率については、日本は2012年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」(平成24年(2012年)1月推計)による)、その他の国は2010年の数値(国際連合「World Population Prospects: The 2010 Revision」に基づく)。
 5 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

超過課税の状況

了 超過課税実施団体数 (平成24年4月1日現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割

33団体

【岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

所得割

1団体

【神奈川県】

法人均等割

33団体

【岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大分県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

法人税割

46団体

【静岡県を除く46都道府県】

<法人事業税>

8団体

【宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県】

<自動車税>

1団体

【東京都】

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割

2団体

【北海道夕張市、神奈川県横浜市】

所得割

2団体

【北海道夕張市、兵庫県豊岡市】

法人均等割

399団体

法人税割

999団体

<固定資産税>

160団体

【北海道】函館市、夕張市、美幌市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町
【青森県】鯉ヶ沢町 【山梨県】早川町
【鳥取県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市
【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市 【香川県】高松市
【高知県】高知市、須崎市

<軽自動車税>

30団体

<鉱産税>

31団体

<入湯税>

2団体

【三重県桑名市、岡山県美作市】

イ 超過課税の規模 (平成23年度決算)

道府県税(団体数(注))		
道府県民税	個人均等割 (31団体)	185.3億円
	所得割 (1団体)	24.7億円
	法人均等割 (31団体)	93.7億円
	法人税割 (46団体)	859.9億円
法人事業税	(8団体)	910.5億円
自動車税	(1団体)	13百万円
道府県税計		2,074.1億円
市町村民税(団体数(注))		
市町村民税	個人均等割 (2団体)	16.2億円
	所得割 (2団体)	0.7億円
	法人均等割 (402団体)	154.2億円
	法人税割 (1,004団体)	2,108.5億円
固定資産税	(160団体)	357.6億円
軽自動車税	(33団体)	7.3億円
鉱産税	(33団体)	10百万円
入湯税	(2団体)	24百万円
市町村税計		2,644.7億円
超過課税合計		4,718.8億円

※ 地方法人二税の占める割合:87.5%

(注) 団体数は、平成23年4月1日現在。

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目	
		道府県税	市町村税
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税(利子割) 道府県民税(配当割) 道府県民税(株式等譲渡所得割) 地方消費税 道府県たばこ税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よりべき税率が定められ、制限税率が定められている税率。	道府県民税(法人、法人税割) 事業税(個人、法人) ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税(法人、法人税割) 市町村民税(法人) 軽自動車税 鋳産税
制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よりべき税率。	道府県民税(個人、均等割) 道府県民税(個人、均等割) 道府県民税(法人、均等割) 不動産取得税 固定資産税(道府県分)	市町村民税(個人、均等割) 市町村民税(個人、所得割) 固定資産税
制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。		都市計画税
制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率を設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

標準税率未満での課税の現状について

団体名	税目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,800円 (税率5%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個人 市民税	H23年度 課税分のみ (注3)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ (注4)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

(注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。

(注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。

(注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人

市民税の減税を継続しないこととした。

(注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

地方税の賦課徴収における国・都道府県・市町村の関係

	税目	課税標準等	国税関係 準拠法	備考	税収に占める割合	
府 県 税	国税に課税標準を準拠している税目	法人道府県民税	法人税額×税率	法人税法	・法人関係税については事業者が国・道府県・市町村それぞれへ申告納付	74%
		法人事業税	法人所得金額×税率	法人税法	・法人関係税については事業者が国・道府県・市町村それぞれへ申告納付	
		個人事業税	所得額×税率	所得税法	・所得税申告書内容等を基準に課税	
		個人道府県民税	所得額×税率	所得税法	・所得税申告書内容等を基準に課税 ・市町村が個人市町村民税と併せて徴収	
		地方消費税	消費税の25%	消費税法	・国が徴収、内25%を都道府県へ交付 ・都道府県の収入のうち50%を市町村へ交付	
	市町村に課税標準を準拠している税	不動産取得税	固定資産台帳価格×税率		・新築・増築等の価格については国が定める固定資産評価基準により評価	2%
	国税等と関連のあるもの	道府県民税利子割	利子等額×税率		・20%の内15%は所得税として国が徴収（源泉徴収） ・都道府県収入のうち59.4%を市町村へ交付	4%
		道府県民税配当割	配当額×税率		・10%の内7%は所得税として国が徴収（源泉徴収） ※本則は20%のうち国15%、都道府県5%	
		道府県民税株式等譲渡所得割	譲渡所得金額×税率		・10%の内7%は所得税として国が徴収（源泉徴収） ※本則は20%のうち国15%、都道府県5%	
		道府県たばこ税	売り渡し本数×税率		・たばこ関係税については事業者が国・道府県・市町村それぞれへ申告納付	
	その他	自動車二税	取得価格、排気量		・その他自動車関連課税：国（自動車重量税）、市町村（軽自動車税） ・自動車取得税の66.5%を市町村へ交付	20%
		軽油引取税	軽油引取量×税率			
		ゴルフ場利用税	等級×税率		・都道府県収入のうち70%を市町村へ交付	
		狩猟税	免許区分×税率			
		鉦区税	面積×税率			
市 町 村 税	国税に課税標準を準拠している税目	個人市町村民税	所得額×税率	所得税法	・所得税申告書内容等を基準に課税、給与所得者については事業者が給与支払報告書を市役所へ提出（国にも別途給与所得の源泉徴収票を提出）	44%
		法人市町村民税	法人税額×税率	法人税法	・法人関係税については事業者が国・道府県・市町村それぞれへ申告納付	
	国税等と関連のあるもの	市町村たばこ税	売り渡し本数×税率		・たばこ関係税については事業者が国・道府県・市町村それぞれへ申告納付	4%
	その他	軽自動車税	排気量等		・その他自動車関連課税：国（自動車重量税）、都道府県（自動車二税）	52%
		固定資産税	固定資産台帳×税率			
		都市計画税	固定資産台帳×税率			
		事業所税	事業所面積、従業者給与総額			
		入湯税	入湯客×税率			
鉦産税	売り渡し価格×税率					

※税収に占める割合は、平成24年度地方税収入見込額(総務省HP)を基に算出

参考：国税のうち地方自治体へ配分されるもの

- 地方交付税財源 …… 所得税(32%)、酒税(32%)、法人税(34%)、消費税(29.5%)、たばこ税(25%)
- 地方法人特別税 …… 都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し国へ納入→総額を国が地方法人特別譲与税として都道府県に再配分
- 地方揮発油税 …… 総額の58%を都道府県及び指定都市に、残り48%を一般市町村に地方揮発油譲与税として配分
- 石油ガス税 …… 50%に相当する額を都道府県及び指定都市に石油ガス譲与税として配分
- 航空機燃料譲与税 …… 2/13に相当する額のうち、1/5を空港関係都道府県に、4/5を空港関係市町村に航空機燃料譲与税として配分
- 自動車重量税 …… 407/1000に相当する額を市町村に自動車重量譲与税として配分
- 特別とん税 …… 総額を開港所在地市町村に特別とん税譲与税として配分

(H14. 6財務省財務総合政策研究所
「地方財政システムの国際比較について」)

表2-18 各国の主要税目の自治体間税率格差

		税目および収税シェア ^(※1)		格差 ^(※2) 最高税率 最低税率	適用税率 ^(※2)			標準税率 ^(※3)		
					最高	平均	最低			
日本 (2000)	都道府県	道府県民税	個人均等割	0.3%	なし	1,000円			1,000円	
			所得割 ^(※4)	16.6%		3.0%			3.0%	
			法人均等割 ^(※4)	0.9%		80万円			80万円	
			法人税割	4.4%		1.20倍	6.0%	5.79%	5.0%	5.0%
		事業税	個人 ^(※4)	1.6%	なし	5.0%			5.0%	
			法人 ^(※5)	25.4%	1.05倍	10.08%	9.67%	9.60%	9.6%	
	市町村	市町村民税	個人均等割	50万人以上の市	0.6%	なし	3,000円			3,000円
				5~50万人の市			2,500円			2,500円
				その他市町村			1.30倍	2,600円	2,002円	2,000円
		所得割 ^(※4)	30.3%	なし	10.0%			10.0%		
		法人均等割 ^(※4)	1.9%	1.20倍	360万円	311万円	300万円	300万円		
		法人税割	8.2%	1.20倍	14.7%	13.3%	12.3%	12.3%		
	固定資産税	45.6%	1.25倍	1.75%	1.41%	1.40%	1.4%			
イギリス (2000)	地方全体	カウンシル税 ^(※6)	100%	3.13倍	1,172£	847£	375£	696£		
フランス (1999)	地方全体	住居税	16.0%	1.76倍	31.14%	21.14%	17.69%	なし		
		既建築地不動産税	19.5%	2.28倍	40.74%	26.26%	17.85%			
		未建築地不動産税	1.2%	4.65倍	93.45%	42.89%	20.10%			
		職業税	37.1%	1.70倍	31.33%	22.59%	18.46%			
スウェーデン (1999)	県	個人所得税	100%	1.17倍	10.71%	9.74%	9.13%	なし		
	市町村	個人所得税	100%	1.49倍	23.62%	20.55%	15.88%			
ドイツ (2000)	市町村	営業税	38.3%	1.64倍	470%	389%	286%	なし		
		不動産税A (農林業用資産)	15.4%	2.15倍	323%	278%	150%			
		不動産税B (その他の資産)		1.98倍	600%	367%	303%			
カナダ (1999)	州	個人所得税 ^(※7)	39.7%	1.74倍	69.0%	47.1%	39.5%	なし		

(※1) 日本は平成11年度収入額により算定している。

(※2) 英: 区域内自治体全ての税率の合算値。独: 市町村税率の州単位での平均値。

仏: 州内全ての自治体を合算した州単位の値。

(※3) イギリスの標準税率は、法定ではなく、政府によって毎期、決定される。

(※4) 種々の条件により税率が異なるが、ここでは最も高い税率が適用される場合の数字を用いて比較している。

(※5) 事業の種類に応じて課税標準、税率が異なるが、ここでは普通法人対象の最高税率を用いて比較している。

(※6) カウンシル税とは住居の価格に課せられる税であるが、住居を8つの価格帯に分け価格帯毎に課税額が決定される。

(※7) 連邦個人所得税額に乗じられる税率での比較。独自の課税標準を用いるケベックは比較の対象から外している。

(資料) 日本: 地方財政統計年報/総務省、地方税に関する参考係数資料/総務省、全国市町村税率一覧/税務経理協会
英: 仏: 諸外国の地方税財政制度/財務省 独: Hebesätze der Gewerbesteuer2000/Statistisches Bundesamt
スウェーデン: Statistiska Centralbyrån カナダ: Finances of the nation/Canadian Tax Foundation

神奈川県臨時特例企業税に係る訴訟判決について

1 臨時特例企業税の概要

(1) 創設の趣旨

都道府県の基幹税目である法人事業税が、行政サービスの対価としての応益的な性格を有する税でありながら、原則として所得を課税標準としているため、行政サービスとの受益関係が税負担に的確に反映されず、税収も不安定なものになっていたことを踏まえ、法人課税における負担の公平と税収の安定化を図る観点から、外形標準課税が導入されるまでの当分の間の措置として創設。

(2) 課税対象

- ・当期利益が黒字で、欠損金の繰越控除を適用した資本金5億円以上の法人を対象
- ・繰越欠損金の額に相当する所得を課税標準として課税

(3) 経緯

- ・平成13年3月 条例案可決
- ・平成13年6月 法定外普通税の新設に係る総務大臣同意
- ・平成13年8月 条例施行
- ・平成16年4月 外形標準課税が法人事業税に導入
改正条例施行（税率引き下げ、5年間の経過措置）→平成21年3月失効
- ・平成17年10月 横浜地裁に訴訟提起
- ・平成20年3月 地裁判決 【神奈川県敗訴】
- ・平成22年2月 東京高裁判決 【神奈川県勝訴】
- ・平成25年3月 最高裁判決 【神奈川県敗訴】

2 訴訟の概要

いすゞ自動車株式会社は、平成16年3月期及び平成17年3月期の臨時特例企業税を申告納付したが、その後、「同税の根拠である神奈川県臨時特例企業税条例は無効であり、納付する必要はなかった」として、申告内容の更正を請求。

これに対し、処分庁（川崎県税事務所長）が更正すべき理由がない旨の通知処分を行ったところ、平成17年10月、神奈川県を被告として、条例が無効であることを理由に、納付税額約20億円の返還を求める訴えが提起された。

3 最高裁判決

平成25年3月、最高裁において、神奈川県全面敗訴の判決が下された。

判決要旨

特例企業税を定める本件条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することを趣旨、目的とするもので特例企業税の課税によって欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずる内容のものであり、各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越控除の必要的な適用を定める同法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものであって、法人事業税に関する同法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、違法・無効である。

※ 神奈川県資料を基に作成

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(案) (概要)

平成25年〇月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長: 神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計〇回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、人口1人当たり税収等でみた格差が縮小される一方、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大
→ 偏在是正のための措置が必要であり、地方法人特別税・譲与税を単に廃止し事業税に復元できる状況ではない。
 - 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標。
- 
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、法人住民税法人税割の交付税原資化を図ることを検討すべき。
 - 地方法人特別税・譲与税制度については、法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正効果が、現行の地方法人特別税・譲与税制度による偏在是正効果を上回る場合には、廃止の上、法人事業税に復元。ただし、一定の範囲内の規模に留まる場合には、これを補完する意味で、暫定措置として存続せざるを得ない。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。